

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 遺言執行費用と債務控除

Q : 私は、死亡した父の遺言執行費用として200万円を遺言執行人に支払いました。

この費用は民法上、相続財産の中から支弁することと決められていますので、相続税の計算上も債務として控除できますか。

A : 債務として控除することはできません。

### 【解説】

民法では、相続財産の管理に関する費用は相続財産の中から支弁することとされていますが、相続税の課税価格の計算上、債務として控除できる金額は、被相続人の債務で相続開始の際に現に存するものに限定されています。

遺言執行費用などの相続財産の管理に関する費用は、相続開始後に発生するものであり、被相続人の債務でもなく、相続開始の際に現存する債務でもありませんから、民法上において相続財産の中から支弁することとされたものであっても、相続税の課税価格の計算上債務として控除することは認められません。

ちなみに、相続財産の管理に関する費用には次のようなものがあります。

- (1) 遺言の執行に関する費用
- (2) 相続の承認又は放棄をするまでの間の相続人による相続財産の管理費用
- (3) 限定承認者による相続財産の継続管理費用
- (4) 相続の放棄をした者によるその放棄によって相続人となった者が管理を始めるまでの間のその財産の管理費用、又は財産分離の請求があった場合における相続人又は管理人などによる相続財産の管理費用

